

豊橋市交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政の円滑な執行を図るため、市を代表して交際を行う市長等（市長、副市長及びこれらの者の代理として当該交際を行う者をいう。）の交際上必要な経費（以下「交際費」という。）の支出基準及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費は、交際上必要と認められる相手に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の支出に努めるものとする。

2 交際費の支出区分及び支出内容は、次の表に定めるところによる。

支出区分	支出内容
会費	市長が会員である団体の年会費、市以外が主催する会議、意見交換会、祝賀会、懇談会等への出席に係る経費
慶弔	各種行事のお祝いに係る経費 葬儀等における香典等に係る経費
見舞	病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費
接遇	市が主催する懇談会等に係る経費
渉外	視察・折衝等に係る記念品等、激励等に係る経費
協賛	活動内容に公益性が認められる各種行事等の協賛に係る経費
その他	市長が特に支出する必要があると認める経費

(支出状況の公表)

第3条 交際費の支出状況の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出年月日

(2) 支出区分

(3) 支出内容

(4) 支出金額

2 公表は、1 か月ごとの支出状況を翌月の末日までに行うものとする。

3 公表は、市のホームページへの掲載及び市役所じょうほうひろばでの閲覧により行うものとする。

4 公表は、支出負担行為をした日の属する年度の翌年度から起算して3年間行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に支出される交際費について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。